

第二十七回 帝國議會 貴族院議事速記錄第十三號

明治四十四年二月六日(月曜日)

午前十時四分開議

議事日程 第十三號 明治四十四年三月六日

午前十時開議

第一 明治二十三年法律第百三號廢止法律案(政府提出)

第二 工場法案(政府提出案)

第三 蠶絲業法案(議院提出案)

第四 鐵道敷設法中改正法律案(衆議院提出)

第五 砂糖政策ニ關スル請願

第六 釧路美幌間鐵道速成ノ請願

第七 地租過剩金下戻ノ請願

第八 廣島江津間鐵道速成ニ關スル請願

第九 裁判所位置名稱管轄區域變更ニ關スル法律案否決

第十 郵便局設置ノ請願(文書表第百三號)

第十一 官營製材事業廢止ノ請願

第十二 利根川第一期改修工事補修ノ請願

第十三 豊肥鐵道速成ニ關スル請願

第十四 利根川水害豫防工事速成ニ關スル請願

第十五 區裁判所出張所設置ノ請願

第十六 紬業試驗場設立事業實施ノ請願

第十七 鐵道速成ニ關スル請願

第十八 東京府神奈川縣町村區域變更ニ關スル請願

第十九 森林法中土地使用ニ關スル規定改正ノ請願

第二十 飛越鐵道急設ノ請願

第二十一 紀勢鐵道速成ノ請願

第二十二 郵便局設置ノ請願(文書表第二十一號)

第二十三 靜岡監獄濱松分監移轉ノ請願

第二十四 石狩川北岸鐵道敷設ノ請願

第二十五 日高海岸線鐵道敷設ノ請願

第二十六 內國粗糖生產費補助金下付ノ請願

第二十七 橫手黒澤尻間鐵道速成ニ關スル請願

第二十八 鐵道敷設ニ關スル請願

第二十九 鐵道速成並鐵道敷設法改正ニ關スル請願

第三十 電信事務開始ノ請願

第三十一 糖業保護ニ關スル請願

第三十二 田儀郵便局集配事務開始ノ請願

第三十三 最上川治水工事速成ノ請願

第三十四 宮城縣下小牛田ヨリ山形縣下新庄町ヲ經テ酒田町ニ達スル鐵道速成ノ請願

第三十五 陸羽橫斷線竣成年限繰上並越羽沿岸鐵道速成ノ請願

○議長(公爵德川家達君) 是ヨリ諸般ノ報告ヲ致シマス

〔河井書記官朗讀〕

一昨四日本院ニ於テ否決シタル左ノ衆議院提出案ハ第二讀會ヲ開カサルコトヲ

ノ旨ヲ衆議院ニ通知セリ

鐵道敷設法中改正法律案

同日本院ニ於テ可決シタル左ノ衆議院提出案ハ第二讀會ヲ開カサルコトヲ

議決シタル旨ヲ衆議院ニ通知セリ

鐵道敷設法中改正法律案

鐵道敷設法中改正法律案

鐵道敷設法中改正法律案

鐵道敷設法中改正法律案

鐵道敷設法中改正法律案

鐵道敷設法中改正法律案

○議長(公爵德川家達君) 是ヨリ本日ノ會議ヲ開キマス、議事日程第一、明

治二十三年法律第百三號廢止法律案、政府提出、第一讀會

〔東久世書記官朗讀〕

明治二十三年法律第百三號廢止法律案

右

勅旨ヲ奉シ帝國議會ニ提出ス

明治四十四年三月三日

内閣總理大臣侯爵 桂 太郎

工場法

第一條 本法ハ左ノ各號ノ一二該當スル工場ニ之ヲ適用ス

一 當時十人以上ノ職工ヲ使用スルモノ

<sup>(五)</sup>

二 事業ノ性質危險ナルモノ又ハ衛生上有害ノ虞アルモノ

本法ノ適用ヲ必要トセナル工場ハ勅令ヲ以テ之ヲ除外スルコトヲ得

第二條 工業主ハ十二歳未滿ノ者ヲシテ工場ニ於テ就業セシムルコトヲ得  
ス但シ本法施行ノ際十歳以上ノ者ヲ引續キ就業セシムル場合ハ此ノ限ニ

在ラス

行政官廳ハ輕易ナル業務ニ付就業ニ關スル條件ヲ附シテ十歳以上ノ者ノ  
就業ヲ許可スルコトヲ得

第三條 工業主ハ十五歳未滿ノ者及女子ヲシテ一日ニ付十二時間ヲ超エテ  
就業セシムルコトヲ得ス

主務大臣ハ業務ノ種類ニ依リ本法施行後十五年間ヲ限リ前項ノ就業時間  
ヲ二時間以内延長スルコトヲ得

就業時間ハ工場ヲ異ニスル場合ト雖前二項ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ通  
算ス

第四條 工業主ハ十五歳未滿ノ者及女子ヲシテ午後十時ヨリ午前四時ニ至  
ル間ニ於テ就業セシムルコトヲ得ス

第五條 左ノ各號ノ一二該當スル場合ニ於テハ前條ノ規定ヲ適用セス但シ  
本法施行十五年後ハ十四歳未滿ノ者及二十歳未滿ノ女子ヲシテ午後十時  
ヨリ午前四時ニ至ル間ニ於テ就業セシムルコトヲ得ス

一一時ニ作業ヲ爲スコトヲ必要トスル特種ノ事由アル業務ニ就カシ  
ムルトキ

「東久世書記官朗讀」

工場法案

右政府提出案本院ニ於テ修正議決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付  
候也

貴族院議長公爵德川家達殿

衆議院議長 長谷場 純孝

〔小字ハ衆議院ノ修正、——ハ  
同削除ノ符號、以下之ニ倣フ〕

前項ニ掲ケタル業務ノ種類ハ主務大臣之ヲ指定ス

第六條 職工ヲ二組以上ニ分チ交替ニ就業セシムル場合ニ於テハ本法施行後十五年間第四條ノ規定ヲ適用セス

第七條 工業主ハ十五歳未満ノ者及女子ニ對シ毎月少クトモ二回ノ休日ヲ設ケ、職工ヲ二組ニ分チ交替ニ午後十時ヨリ午前四時ニ至ル間ニ於テ就業セシムル場合及第五條第一項第二號ニ該當スル場合ニ於テハ少クトモ四回ノ休日ヲ設ケ又一日ノ就業時間カ六時間ヲ超ユルトキハ少クトモ三十分、十時間ヲ超ユルトキハ少クトモ一時間ノ休憩時間ヲ就業時間中ニ於テ設クヘシ

職工ヲ二組以上ニ分チ交替ニ午後十時ヨリ午前四時ニ至ル間ニ於テ就業セシムルトキハ一週間ヲ超エサル期間毎ニ其ノ就業時ヲ轉換スヘシ

第八條 天災事變ノ爲又ハ事變ノ虞アル爲必要アル場合ニ於テハ主務大臣ハ事業ノ種類及地域ヲ限リ第三條乃至第五條及前條ノ規定ノ適用ヲ停止スルコトヲ得

避クヘカラサル事由ニ因リ臨時必要アル場合ニ於テハ工業主ハ行政官廳ノ許可ヲ得テ期間ヲ限リ第三條ノ規定ニ拘ラス就業時間ヲ延長シ、第四條及第五條ノ規定ニ拘ラス職工ヲ就業セシメ又ハ前條ノ休日ヲ廢スルコトヲ得

臨時必要アル場合ニ於テハ工業主ハ其ノ都度豫メ行政官廳ニ届出テ一月ニ付七日ヲ超エサル期間就業時間ヲ二時間以内延長スルコトヲ得

季節ニ依リ繁忙ナル事業ニ付テハ工業主ハ一定ノ期間ニ付豫メ行政官廳ノ認可ヲ受ケ其ノ期間一年ニ付百二十日ノ割合ヲ超エサル限り就業時間ヲ一時間以内延長スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ認可ヲ受ケタル期間内ハ前項ノ規定ヲ適用セス

第九條 工業主ハ十五歳未満ノ者及女子ヲシテ運轉中ノ機械若ハ動力傳導

裝置ノ危險ナル部分ノ掃除、注油、検査若ハ修繕ヲ爲サシメ又ハ運轉中ノ機械若ハ動力傳導裝置ニ調帶、調索ノ取附ケ若ハ取外シヲ爲サシメ其他危險ナル業務ニ就カシムルコトヲ得ス

第十條 工業主ハ十五歳未満ノ者ヲシテ毒薬、劇薬其ノ他有害料品又ハ爆發性發火性若ハ引火性ノ料品ヲ取扱フ業務及著シク塵埃、粉末ヲ飛散シ又ハ有害瓦斯ヲ發散スル場所ニ於ケル業務其ノ他危險又ハ衛生上有害ナル場所ニ於ケル業務ニ就カシムルコトヲ得ス

第十一條 前二條ニ掲ケタル業務ノ範圍ハ主務大臣之ヲ定ム  
前條ノ規定ハ主務大臣ノ定ムル所ニ依リ十五歳以上ノ女子ニ付之ヲ適用スルコトヲ得

第十二條 主務大臣ハ病者又ハ產婦ノ就業ニ付制限又ハ禁止ノ規定ヲ設クルコトヲ得

第十三條 行政官廳ハ命令ノ定ムル所ニ依リ工場及附屬建設物並設備カ危害ヲ生シ又ハ衛生、風紀其ノ他公益ヲ害スル虞アリト認ムルトキハ豫防又ハ除害ノ爲必要ナル事項ヲ工業主ニ命シ必要ト認ムルトキハ其ノ全部又ハ一部ノ使用ヲ停止スルコトヲ得

第十四條 當該官吏ハ工場又ハ其ノ附屬建設物ニ臨檢スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ證票ヲ携帶スヘシ

第十五條 職工自己ノ重大ナル過失ニ依ラスシテ業務上負傷シ、疾病ニ罹リ又ハ死亡シタルトキハ工業主ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ本人又ハ其ノ遺族ヲ扶助スヘシ

第十六條 職工○職工○タラムトスル者若ハ工業主又ハ其ノ法定代理人人若ハ工場管理人ハ職工○又ハ職工○タラムトスル者ノ戸籍ニ關シ戸籍吏ニ對シ無償ニテ證明ヲ求ムルコトヲ得

第十七條 職工ノ雇入、解雇、周旋ノ取締及徒弟ニ關スル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム  
ハ工場ニ付一切ノ權限ヲ有スル工場管理人ヲ選任スルコトヲ得

第十八條 工業主本法施行區域内ニ現住セサルトキハ工場ニ付一切ノ權限ヲ有スル工場管理人ヲ選任スルコトヲ要ス  
工業主ハ特別ノ事由アル場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ行政官廳ノ會社ヲ代表スル社員、取締役、業務擔當社員其ノ他法令ノ規定ニ依リ法人ヲ代表スル者及支配人ノ中ヨリ選任スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十九條 前條ノ工場管理人ハ本法及本法ニ基キテ發スル命令ノ適用ニ付可ヲ受ケ前項ノ工場管理人ヲ選任スルコトヲ得

テハ工業主ニ代ルモノトス但シ第十五條ニ付テハ此ノ限ニ在ラス  
工業主營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有セナル未成年者若ハ禁治產者

ナル場合又ハ法人ナル場合ニ於テ工場管理人ナキトキハ其ノ法定代理人又ハ理事、業務ヲ執行スル社員、會社ヲ代表スル社員、取締役、業務擔當社員其ノ他法令ノ規定ニ依リ法人ヲ代表スル者ニ付亦前項ニ同シ

第二十條 第二條乃至第五條、第七條、第九條又ハ第十條ノ規定ニ違反シタル者及第十三條ノ規定ニ依ル處分ニ從ハサル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ

處ス

第二十一條 正當ノ理由ナクシテ當該官吏ノ臨檢ヲ拒ミ若ハ之ヲ妨ケ若ハ

其ノ訊問ニ對シ答辯ヲ爲サス又ハ虛偽ノ陳述ヲ爲シタル者ハ三百圓以下

ノ罰金ニ處ス

○又ハ第十九條ニ依リ工業主ニ代ル者

第二十二條 工業主ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反スル所爲ヲ爲シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス但シ工場ノ管理ニ付相當ノ注意ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

○又ハ第十九條ニ依リ工業主ニ代ル者

工業主ハ職工ノ年齢ヲ知ラサルノ故ヲ以テ本法ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス

但シ工業主ハ取扱者ニ過失ナカリシ場合ハ此ノ限ニ在ラス

第二十三條 本法ニ依ル行政官廳ノ處分ニ不服アル者ハ訴願ヲ提起シ違法ニ權利ヲ傷害セラレタリトスキハ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第二十四條 主務大臣ハ第一條ニ該當セサル工場ニシテ原動力ヲ用フルモノニ付テハ第九條、第十一條、第十三條、第十四條、第十六條及第十八

條乃至第二十三條ノ規定ヲ適用スルコトヲ得

第二十五條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ハ工場管理人ニ關スル規定

及罰則ヲ除クノ外官立又ハ公立ノ工場ニ之ヲ適用ス

官立工場ニ關シテハ所轄官廳ハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ行政官廳ニ屬スル職務ヲ行フ

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

〔國務大臣男爵大浦兼武君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(男爵大浦兼武君) 今茲ニ議題ニナリマシタ所ノ工場法案ハ、御

承知ノ通リ實ニ十數年ノ問題デゴザイマシテ、今日本議會ニ提出スルマデノ運ビニ至リマシタノハ少カラザル調査研究ヲ重ねタモノデゴザイマス、而シテ其來歴ヲ御参考ニ申上ゲタイト存ジマス、即チ明治三十一年農商務省ニ於テ農商工高等會議ト云フモノガ開カレテ居リマシテ、其當時、工場法ノ制定必要ト云フコトヲ議決イタシタノガ抑、初マリデゴザイマシタ、其後政府ハ明治三十二年ヨリ數年ニ亘リマシテ、議會ニ工場調査費ト云フモノヲ要求イタシマシテ、特別ニ吏員ヲ設ケマシテ、專ラ我國ノ工場ノ現狀ヲ調査イタシタノデゴザイマス、而シテ明治三十五年ニ至リマシテ一旦、案ヲ具ヘテ全國ノ公私ノ機關團體ノ意見ヲ諮ヒマシテ愈々之ヲ議會ニ提出スルマデノ運ビニ達シテ居リマシタ所ガ、圖ラズモ三十七八年ノ戰役ノ爲ニ本案ヲ提出スルコトガ出來ナイヤウナ事情ニ立至ツタノデゴザイマス、漸ク昨年ニ至リマシテ之ヲ衆議院ニ提出イタシマシタ所ガ、衆議院ニ於テモ色々意見モゴザイマシテ、尙ホ調査ヲ要スル廉ヲ發見イタシマシタカラ、一旦之ヲ撤回イタシマシテ、爾後更ニ慎重ナル調査審議ヲ重ねマシタル後、案ヲ具シテ全國ノ各地方長官、中央衛生會、或ハ各商業會議所、其他主要ナル實業團體、百十有五箇所ニ諮詢イタシマシテ、各々其意見ヲ徵シタル所ガ、大體ニ於テハ殆ド之ヲ是認イタシマシタノデゴザイマス、而シテ生產調查會ニ於キマシテハ是等ノ答申意見ヲ審査イタシマシテ、別ニ當業者ヲ招集シテ、直接ニ其意見ヲ聞キ、十分ナル審議ヲ爲シタル後、答申ガソレトゾゴザイマシタノデ、而シテ此案ノ調査方針ニ依リマシテ、政府ハ本案ヲ確定シテ之ヲ本議會ニ提出スルノ運ビニ立至ツタノデゴザイマス、サテ茲ニ賢明ナル諸君ニ申上ゲルマデモゴザイマセヌ、我國ノ今日ハ謂ハユル戰後ノ經營トシテ國富ノ増進ヲ經營シナケレバナラヌト云フ大切ナ場合デゴザイマス、サスレバ各々産業ノ發達ヲ益、隆盛ナラシムル爲ニ、農商工共ニ十分ニ注意ヲ致シマシテ各々其發達ヲ計畫シナクテハナラヌ場合デゴザイマス、ソレニハ又工業ノ健全ナル發達ヲ圖ラナケレバナラヌコトハ無論ノコト、存ジマス、而シテ工業ノ健全ナル發達ヲ期スル爲ニハ、之ニ從事スル所ノ職工ヲシテ常ニ元氣ヲ旺盛ニシテ而シテ永ク工場ニ勤續シ、業務ニ熟練セシムルコトガ最モ必要ナコトデアラウトヲ努メテ、工業家及職工ニ對シテ事業ノ秩序アル最モ健全ナ發達ヲ期シナクテハナラヌト考へマス、凡ソ生產上ノ施設ハ謂ハユル經濟上ノ三要素タル

土地、資本、労働ノ三ツノモノ、利用其宜シキヲ得ナケレバナラヌコト、考ヘマス、今サラ申上グルマデモゴザイマセヌ、此案ハ此經濟上ノ三要素ノ一タル所ノ努力ノ保全ヲ以テ其目的トシタルモノデゴザイマス、尙ホ本案ハ衆議院ニ於テ種々ノ意見モゴザイマシテ、慎重ニ審査セラレマシテ數箇條ノ修正ニナッタノデゴザイマス、政府ハ其修正ニ同意ヲ表シテ居ルモノデゴザイマス、願ハクハ十分ニ御審議ノ上御協賛ヲ與ヘラレムコトヲ希望イタシマス、尙ホ詳細ノ説明ハ委員會等ニ於テ委シク申上ゲタイト存ジマス

○伯爵廣澤金次郎君　チヨット大臣ナリ或ハ他ノ政府委員デモ宜シウゴザイマスガ、チヨット伺ヒマス、此第十三條ニアリマス「行政官廳ハ命令ノ定ムル所ニ依リ」云々トアリマスガ、其他ニモ行政官廳ト云フ文字ガ第二條ニモ、タシカアッタト考ヘマスガ、此行政官廳ト云フコトハ如何ナル官廳ノ意味デアリマスカ、凡ソ最早御方針ハ定マッテ居ルコト、考ヘマス、是等ハ少シ迷ヒマスカラ、此場合ニ伺ツテ置キタイト思ヒマス、ソレト第十三條ト云フモノハ行政官廳ニ非常ナル權利ヲ與ヘルモノデアリマスカラ權利ヲ豫防トカ或ハ、衛生、風紀ノ紊亂ヲ防グト云フコトデアリマスカラ、現ニ或ヒヘルノハ無論差支ナイコト、ハ考ヘマスガ、同時ニ此權利ヲ或ル場合ニ於テ餘リ主張サル、ト工場ノ技術上ノ設備等ニ、ツマラナイ干涉ヲ受ケルヤウナコトガアルカト考ヘマスガ、其邊ハ如何ナル方針デ其命令ト云フモノガ定メラル、モノデアリマスカ、若シ茲デ御明言ガ出來レバ伺ヒタイト思ヒマス「政府委員岡實君演壇ニ登ル」

○政府委員(岡實君)　私カラ御答ヘラ致シマス、本案中ニ場所ニ依リマシテ「主務大臣」ト云フコトガ書キ放シテゴザイマス、場所ニ依ルト單ニ「行政官廳」ト書イテアッテ主務大臣トモ地方長官トモ書イテ無イノデ、此書キ放シテアル場合ノ行政官廳ト云フ中ニハ、主務大臣モ又地方長官モ兩様含マル、ヘルモノデアルカラシテ、如何ナル方針ヲ以テ此職權ヲ行使スルヤト云フ第二ノ御問ヒデアリマス、御承知ノ如ク唯今マデモ各地方ニ於キマシテハ、主トシテ此警察官ガ工場ノ危害ヲ防止スルニトヤッテ居リマス、本案制定後ハ農商務省ニ於テ大體ノ準則トモ謂アベキ規定ヲ一ツ挿ヘマシテ、尙ホ其特殊ノ事情ガ地方ニゴザイマスカラ、其地方特殊ノ事情ニ鑑ミテ、又地方地方デ規則ヲ挿ヘルト云フ方針ニ致シタイト存ジテ居リマス、無論工場ノ設備等

ヲ改善スルト云フコトハ、餘程工業主ノ負擔ヲ増加スルモノデゴザイマス、ドウ云フ設備ヲセイト云フコトヲ唯法律ニ書クコトハ餘程之ニ依テ困ル當業者ガ出來テ來ヤウト存ジマスカラ、是ハ漸次ニ即チ漸進主義ヲ以テ此工場ノ設備ノ改善ヲ圖ルト云フ考ヘデゴザイマス、左様御承知ヲ願ヒマス

○伯爵廣澤金次郎君　略、了解イタシマシタガ、モウ一つ伺ヒマス、唯今ノ御説明ニ依リマシタガ、唯今政府委員ノ述ベラレル如ク、今日ニ於テハ地方フコトニ承リマシタガ、ノ警察官ガ重モニ此種々ノ危害ノ豫防等ノ命令ヲ發シテ居リマスガ、現ニ或ノ汽罐ヲ動カスニスラ警察署ノ許可ヲ得ルコトニナリテ居リマスガ、若シ是等ノ甚ダ廣イ意味ノ豫防ヲ警察署ニ與ヘラレルト云フコトニナリマスレバ、警察署ハ相當ノ技術ノ経験ノアル技師ガ無ケレバ甚ダ……工場主ハ時々素人の命令ヲ下ダサレテ、其爲ニ非常ナ設備ノ費用ヲ要スルコトニナリハシマイカト考ヘマスガ、ソレ等ノ點ニ於テハ、唯學者デナク、相當ノ技術上ノ経験アル者ヲ監督上置カレルト云フ見込デアリマスカ、其邊ヲ伺ヒタイト思ヒマス「政府委員岡實君演壇ニ登ル」

○政府委員(岡實君)　工場法案制定後ハ工場ノ監督ハ總テ農商務省ガ主トシテヤルト云フコトニナラウト存ジマス、其事ハ全ク警察ヲ借ラズシテヤルト云フコトハ或ハムヅカシカラウト存ジマス、先づ此主動力トシテ監督ニ從事スルモノハ農商務省側ノ官吏デ、警察官ハ之ニ必要ナル補助ヲ與ヘルト云フヤウナコトニナラウカト存ジマス、事實ハ農商務省側ノ官吏ハドウ云フ性質ノ官吏デアルカト申シマスト、是ハ警察官デナクシテ、先進國ニゴザイマスル通リニ、矢張リ工場監督官ト云フヤウナ者ヲ設置イタシマシテ、此工場監督官ガ各地長官ノ下デ其指揮ヲ受ケテヤルコトニナラウト存ジマス、デ工場監督官ノ人選ニ付イテハ今伯爵ノ御説ノアリマシタ通リニ、單ニ學問ガ出來ルト云フノミデナク、又實地ニ達シテ居ル所ノ老練ナル監督官ヲ人選シテ、本法ノ運用ニ遺憾ナカラシムルコトヲ期シテ居リマス

○男爵調所廣丈君　本員モ政府委員ニ質疑ヲ致シタウゴザイマス、丁度唯今御質問ニナリマシタ行政官廳ノコトデゴザイマスガ、從前ハ矢張リ東京市ノ如キハ警視廳デ管轄ヲシテ色々願ヤ伺届等モ取扱ツテ居ラレマシテゴザイマスガ、今度モ矢張リ東京市ノ如キハ警視廳デ管轄セラレテ居ラル、コトヲ最

モ必要ト感ジマス、本員ハ三田小山町ノ四番地デゴザイマシガ、其鄰地三番地ニ先年堺會社ト云フ工場ガゴザイマシテ、是ハ多年經營イタシテ居リマシタガ、其工場ニ於キマシテ非常ナ震動騒響ノ機械ヲ据付ケマシテ、誠ニ私ハ苦メラレテ家モ何モ震動シテ度々破損ヲ致ス目ニ遭ヒマシテゴザイマス、其時ハ唯今ノ大浦大臣ガ警視總監ノトキデゴザイマシテ、早速ニ其邊ノコトニ付イテ御配慮ヲ願ヒマシタガ、其後御都合ニ依ツテ御轉任ニナリマシタ後ハ、唯今貴族院議員ヲシテ居ラレマスル安立綱之サンデゴザイマス、其警視總監ノ時ニ非常ニ御盡力クダサレマシテ、段々ト願ヒマシテ遂ニ年限ヲ立テ、其工場ヲ他ニ移轉スルコトニナリマシタ、又安樂兼道君ガ警視總監ニナラレマシテ、サウシテ其時代ニ漸ク移轉スルコトニナリマシタガ、ソレガ即チ終尾ニナリマシタノハ昨年デゴザイマス、右様ナコトガゴザイマスカラ、是ハ行政官廳ハ、即チ警視廳ノヤウニ警察署モアリ、又交番所モアリシテ氣ヲ付ケテ貴ツテ居ツテモナカ〜油斷ハナラナイノデゴザイマス、此事ニ付キマシテハ事業ノ中ニ願フモノハ勿論ノコト、願ハヌモノヲ加ヘテ工業モヤル、原動力ヲ据付ケテ仕舞フト云フヤウナ譯デ、マダマダ斯ウ云フコトヲ致ス會社ガゴザイマスカラ、其監督官廳ト云フモノハ矢張リ東京市ノ如キモノハ警視廳デゴザイマセヌト行クマイト思ヒマス、總テ警察署ナリ分署ナリ其他交番所ナドモ人民ノ迷惑ニナラヌヤウニ、氣ヲ付ケテクダサラストナラメコト、考ヘマスカラ、私ハ右様ナ目ニ遭ヒマシテ甚ダ困難シマシテ家モ何モ轉覆セラレムトスルニ至リマシタ、是ハ時ノ安立警視總監モ安樂警視總監モ御承知ノコトデゴザイマス、右様ナ次第デゴザイマスカラ、今度モソレド御心配ハアリマセウケレドモ矢張リ東京市ハ警視廳ノ管轄ニナルデゴザイマセウカ、如何デゴザイマセウカ、其邊ノ所ヲ伺ヒタウゴザイマス。

## 〔政府委員岡實君演壇ニ登ル〕

○政府委員(岡實君) 御答ヘヲ致シマス、先キホド廣澤男爵ノ……廣澤伯爵ノ御質問ニ御答ヘ致シマシタ通り、工場法ノ施行ニ付イテハ唯今ノ工場監督制度ガマダ十分ニ行屆イテ居リマセヌ爲ニ、各地ニ往々唯今男爵ノ御話ノヤウナ事柄ガ起ツテ居ルノデゴザイマス、而シテ之ヲ十分ニ監督イタシマスルニハ、矢張リソレド専門ノ技師技術官ヲ必要トスルコトデゴザイマシテ、例ヘバ建築上ノ取締ハ矢張リ建築家ヲ必要トスル、ソレカラ機械ノ取締ニハ矢張リ機械ヲ專攻シタ學士ヲ必要トスル、或ハ應用化學ト云フヤウナ仕事ヲ

ヤツテ居ルモノニ付イテハ、矢張リソレド其學科ヲ學ンダ技師ヲ必要トスルノデゴザイマシテ、是等ノ技師ハ先キホド申上ゲマスル通りニ工場監督官トシテ知事ノ指揮ヲ受ケテ勤クコトニナルノデアリマス、而シテ此工場監督官バカリノ勤キデ其他或ハ此警察ノ勤キト云フモノヲ排除シテ仕舞フノデアルカドウカト申シマスルト、ソレハ決シテサウデナインオデゴザイマシテ、矢張リドウシテモ警察ト共ニ勤クト云フコトニシナクテハナルマイト存ジマス、併ナガラ從來ハ主トシテ警察ガ勤イテ居リマシタノデゴザイマス、別ニシテ、サウシテ其時代ニ漸ク移轉スルコトニナリマシタガ、ソレガ即チ終尾ニナリマシタノハ昨年デゴザイマス、右様ナコトガゴザイマスカラ、是ハ行政官廳ハ、即チ警視廳ノヤウニ警察署モアリ、又交番所モアリシテ氣ヲ付ケテ貴ツテ居ツテモナカ〜油斷ハナラナイノデゴザイマス、此事ニ付キマシテハ事業ノ中ニ願フモノハ勿論ノコト、願ハヌモノヲ加ヘテ工業モヤル、原動力ヲ据付ケテ仕舞フト云フヤウナ譯デ、マダマダ斯ウ云フコトヲ致ス會社ガゴザイマスカラ、其監督官廳ト云フモノハ矢張リ從來ノ如ク地方長官ガ主トシテ其責ニ任ズルコトニナルノデアリマス、ソレデ御了解ヲ願ヒタウゴザイマス。○伯爵廣澤金次郎君 モウ少シ今ノヲ伺ヒタインオデアリマスガ、唯今ノ御説明ニ依ルト、工場監督官ナル者ノ新シイ官吏ヲ設ケラレルノハ、是ハ地方長官ニ屬セラレル官吏ト承知イタシマスルガ、而シテ現今ノ如ク一部ノ工場ノ監督ハ矢張リ從來ノ如ク警察官ニ委任スルコトニナリマスルト、斯ノ如ク承知シテ宜シイノデアルカト伺ヒマシタガ、技術上ノ設備ニ關スル監督ハ今度新シク設ケラル、工場監督官ニ任せ、而シテ衛生若クハ風紀ニ關スル工場ノ監督ハ從來ノ如ク警察官ニ任セルト云フコトニナルノダト考ヘマスガ、斯様ニ承知シテ宜シイノカト云フコトヲ伺ヒタイ、モウ一箇條序デニ伺ヒタイ、此十五條ニ「工業主ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ本人又ハ其ノ遺族ヲ扶助スヘシ」大抵大キナ工場デハ、今日是ハ相當ノ扶助方法ト云フモノヲ設ケテアリマシテ、是等ハ極ク小サナ工場ニ止マツテ居ルト考ヘマスガ、既ニ相當ノ扶助方法ヲ設ケテ居ル所ハ如何ニナルノデアリマスルカ、即チ私ガ伺ヒタイ所ハ「勅令ノ定ムル所ニ依リ」ト云フノハ、此勅令ヲ以テ扶助ノ大體ノ方針ヲ御定メニナルノデアルカ、或ハ政府ハ扶助料ノ規則ノ如キ使用年限、或ハ金額其他利子ト云フヤウナ細カイ細微ナ點ニ至ルマデ、此扶助方法ハ勅令ヲ以テ定メラレルノデアルカ、此二箇條ヲモウ一遍伺ヒタイト考ヘルノデアリマス

## 〔政府委員岡實君演壇ニ登ル〕

○政府委員(岡實君) 御答ヘ致シマス、工場ノ監督ハ唯今伯爵ノ御話ニナリマシタ如ク建築及其外技術上ノ事柄デゴザイマス、其他風紀、並ニ衛生等ノ

コトモアリマスルガ、此技術上ト衛生、風紀トハ別段ニ區別スル積リデハゴザイマセヌデス、共ニ一括シテ監督官ガ之ヲ監督シ同時ニ警察官ガソレヲ補助スルト云フ關係ニナルコト、御承知ヲ願ヒマス、ソレカラ扶助ノコトニ付イテ御尋ネニナリマシタガ、今御説ノアリマシタ如ク、現ニ大工場ニ於テハ既ニ相當扶助ニ關スル規定ヲ設ケマシテ、現實ソレヲ行ウテ居ルノデアリマス、ソレデソレ等ノ工場ニナリマスト、今工場法ガ希望スル限度以上ノ事ヲヤッテ居ルト申シテモ差支ハナイカト存ジマス、併ナガラ中以下ノ工場ニナリマスト、御承知ノ如ク職工ガ業務上病氣ヲスルト直グニソレヲ國ニ歸ヘシテ仕舞フ、又負傷シテ不具者ニナレバ直グソレヲ同ク周旋屋ノ手ヲ經テ國ニ歸ヘスト云フヤウナコトヲ中以下ノ工場デナカヽ盛ニヤッテ居ル、時ニハソレガ新聞種トナツテ社會ノ耳目ヲ驚カスコトガアル、ソレデ唯今工場法デ扶助ヲ強制セムトスルニ際シテハ、現ニ上等ノ工場ニ於テヤッテ居ルヤウナ結構ナコトヲ總テノ工場ニヤラセヤウト云フコトハ餘程無理カト存ジマス、ソレデ先ヅ此最低限度トモ申スベキ所ノコトニ付イテ、下ノ程度ヲ勅令デ示シマシテ、ソレカラ其以上ノコトハ工場ノ力ニ從ヒマシテ工場主ガ自分ノ是トスル所ヲ其以上ニ於テヤルコトヲ認メル積リデアリマス

○男爵高木兼寛君 質問ヲ致シタウゴザイマスガ、此工場法ハ無論、官立ノ陸海軍、並ニ内務、大藏其他ノ工場ニモ行ハレマスルモノカト思ヒマスガ左様デアリマスカ、其御答ヘヲ明カニ承ッテ置キタイ、モウ一ツハマダ本案ガモ」ト云フ字ガアルヤウデアリマシタハ、監督官ノ組織ニ付イテハ未ダ一定ノ方法ハ御定メニ……固ヨリ法律ガ出來ヌ中ニ御定メニナル筈ハゴザイマセヌケレドモ、未ダ十分成立シテ居ラナイカト云フ、本員ハ疑ヒヲ生ジマシタカラ御尋ネヲ致シマス、故ニ本員ノ御尋ネセムトスル所ハ、如何ナル組織ノ監督官ト云フ者ガ出來ルデゴザイマセウカ、各府縣ニ監督官ヲ大體ドノクラキ置イテ其監督官タル人ハ斯様ナル資格ノ者デアッテ、唯今御答辯ノ通り工業ノ監督モ出來、衛生上ノ監督モ出來ルト云フヤウナ人ヲ御擧ゲニナラナケレバナラヌヤウニ聞エルノデアリマス、故ニ斯様ナル所ニハ先づ如何ナル人レニ付イテハドウ云フヤウナ工合ニ大體ナルノデゴザイマセウカ、之ヲ同ツテ御採用ニナルト云フコトヲ伺ヒタイノデアリマス、即チモウ一ツ繰返シテ申シマスレバ、監督官ノ官制トカ云フヤウナモノガ出來ルダラウト思フ、ソニ付イテハドウ云フヤウナ工合ニ大體ナルノデゴザイマセウカ、之ヲ同ツテ置キタイノデス、然ラザレバ是マデノ御答辯デハ監督ノ方法ガドウモ分リ

カネル

〔政府委員押川則吉君演壇ニ登ル〕

○政府委員(押川則吉君) 唯今、高木男爵ノ御尋ネノコトハ、唯今ノ所デ之ニ對スル官制ノ勅令ヲ既ニ制定シテ居ルト云フ譯デハゴザイマセヌガ、大體各地方ニ依リマシテ工業ノ狀態ガ違ヒマスルカラ、各府縣必シモ同一ト云フ譯デハゴザイマセヌガ、其地方ノ工業ニ依リマシテハ工業ノ狀態ニ關シテノ相當ノ技師、技術官、並ニ衛生ニ關シマシテハ相當ノソレニ關スル知識ヲ有ツテ居ル人ヲ置クト云フコトニナル積リデアリマス「カモ知レス」ト申シマシタカ、ハツキリ私ハ唯今記憶モ致シテ居リマセヌガ、ソレハ大體サウ決マツテ居リマス

○男爵石黒忠惠君 質問ヲ致シタウゴザイマスガ、此工場法ハ無論、官立ノ取締及徒弟ニ關スル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム」此箇條ニ於テ工場ヲ保護スル、工場主ヲ保護スルト云フヤウナコトハ定メラレマスモノデゴザイマセス、工場主ノ保護スルト云フヤウナコトノ御定メニナリマスルモノデ、此工場ヲ持ツテ居ル者ノ保護ト云フヤウナコトガ明文ニ見エテ居リマセヌ、此第十七條ノ「職工ノ雇入、解雇、周旋スル、工場主ヲ保護スルト云フヤウナコトハ定メラレマスモノデゴザイマセス、其「カウカ、其中ニ職工ノ負傷疾病保険、若クハ腫物ニ對シマスル保険ト云フヤウナコトハ御定メニナリマスルモノデゴザイマセウカ、ゴザイマスマイカ、其二點ヲ伺ツテ置キタイ

〔政府委員押川則吉君演壇ニ登ル〕

○政府委員(押川則吉君) 唯今、石黒男爵ノ御尋ネノ官立ノ工場ニ此工場法ヲ適用スルヤ否ヤト云フコトニ付キマシテハ、適用スルノデゴザイマス、又第二ノ御尋ネノ工業主ノ保護ト云フモノハ、ドウデアルカト云フコトノ御尋ネニ付キマシテハ、元來工場法ノ趣旨ハ前ニ農商務大臣カラモ申述ベラレマシタ通り、職工ノ保護ヲスルト云フコトハ、一方ニ於テ工業ノ完全ナル發達ヲ圖ルニ必要デアルト云フ考ヘデゴザイマシテ、是ハ矢張リ一方ニ於テハ工業主ノ永遠ノ利益ノ爲ニ極ク必要ナモノデアル、斯ウ考ヘテ居ルノデアリマス、ソレカラ第十七條ニ職工ノ雇入ヤ何カノコトニ付イテノ規定ヲ設クルヤ

ウニナツテ居リマスカラ、是ハ矢張リ工場主ノ爲ニ相當ノ有效ナル規定ヲ致スコトニナル積リゴザイマス

〔男爵石黒忠惠君〕唯今ノ御答ヘガマダ不満足デゴザイマスルデ……ト述フ

○議長(公爵徳川家達君) 高木男爵ニ發言ヲ許シマシタ

○男爵高木兼寛君 本員ノ質問ニ御答辯クダサレタ所デ、マダ本員ハ満足イタサヌノデアリマス、御答辯ノ通り地方ニ依ツテ工業ノ種類ニ違ヒアルコトハ本員モ認メテ居リマス、從ツテ監督官ニナル人モ其地方地方ニ適當ナル人ヲ御選ビニナルト云フコトハ勿論ノコトデアリマス、ソレニ加フルニ、衛生専門ノ人モ亦加ヘテト云フコトニナルヤウデアリマス、衛生専門ノ人ハ地方ニ依ツテ違フコトハ出來ナイ、三府四十三縣其他ノ所ニ於キマシテモ同ジコトニアラウト思ヒマス、然ルトキニハ隨分多數ヲ要スルコト、相成ルヤウニ思ヒマスルガ、ドノ位ノ程度ニシテ、ドノ位ノ經費ヲ要スルモノデアルト云フコト位ハ御分リニナツテ居サウナモノニ思フノデアリマス、ソレガ分ラズシテ新ニ法ヲ御設ケニナリマシタ所ガ、萬一二モ監督官設置ノ經費ハ國家多事ノ折柄、支出ガ出來ヌト云フコトニナリマスレバ、此法律ハ實際執行ガ出來ヌト云フコトニナル、出來マシテモ監督ヲ十分ニスルコトガ出來ヌト云フ虞ガアリマスカラ、大體ニ於テ大凡ドノ位ノ程度ノ人ヲ要スル積リゴザアルト云フ位ハ御分リニナラナクテハナラヌト本員ハ思ヒマスカラ、今一應御答辯ヲ煩ハシタイ、モ一ツ次ニ伺ヒタイノハ、本案ヲ全部通讀イタシテ見マスルニ、職工ノ保護上、或ハ時間ノ長短ニ規定ヲ設ケ、或ハ年齢ニ規定ヲ設ケ、或ハ晝夜ノ關係ニ付イテ規定ヲ設ケル等ノコトガアリマスケレドモ、人ハ本來恰モノモノハ食物デアリマス、工場主ガ幾百ノ工女ヲ寄宿舍ニ、或ハ納屋ト申シマスルカ、サウ云フ所ニ寄宿セシムル場合ニハ、矢張リ工場主ガ食品等モ給與イタシテ居ル譯デアリマス、然ルニ此食品等ノ善惡ハ、工業上ニ大ナル關係ヲ有ツモノデアルト云フコトニ付キマシテハ、御氣ハ付イテ御居デナサルデアラウト思ヒマスケレドモ、何モ御話ガ無イノデアリマス、又食品等ノ支給向キハ職工ノ健康ニ何等ノ害ハ無キモノデアルカラ、其邊ニ付イテ答フルノ必要ハ無イト云フ政府ノ御見込デアリマスカ、之ニ付イテ御答辯ヲ煩ハシ

〔政府委員押川則吉君演壇ニ登ル〕

マス

○政府委員押川則吉君演壇ニ登ル

○政府委員押川則吉君演壇ニ登ル  
コトニ付キマシテハ、各府縣ニハ衛生ノ技術官ハ無論置ク積リゴザイマス、而シテ此實施ニ關シテノ經費ノ豫算ハ大凡イタシテ居リマス、唯今ノ見込デハ國庫竝ニ地方費合セテ凡ソ二十五万圓カ或ハ三十万圓グラキハカ、ラウト思ヒマス、此國庫竝ニ地方費ノ分擔ノコトニ付キマシテハ、是ハ更ニ餘程證議ヲ要スルコトデアルト考ヘテ居リマス、ソレカラ第二ノ御尋ネノ職工ノ給與ノコトニ付イテノ規定ハ、法律ニ於テ之ヲ規定スルト云フコトハ、ドウデアラウカト考ヘマシテ、ソレハ除イテゴザイマス、此方ハ却ツテ法律ヨリモ矢張リ其他ノ方法ニ依ツテ相當ノ注意ヲスルト云方ガ、取締ノ關係カラ致シテ都合ガ好カラウト云フ考ヘデ、殊更ニ法律ノ中ニハ其規定ヲ設ケテ居リマセヌ

○男爵石黒忠惠君 本員ガ御問ヒヲ致シマシタ中デ御答ヘヲ得マセヌカラ、御答ヘヲ續イテ願ヒタイノデゴザイマスルガ、職工ノ負傷保險ナドノコトハ、ドウ云フ御考ヘゴザイマセウカト云フコトノ御答ヘヲ得マセヌ、ソレカラモ一ツハ、唯今ノ高木男爵カラ尋ねラレタ食物ノコトデゴザイマスガ、若シモ其食物ノコトニマデ立入ルト致シマスルト、第何條ニ據ツテ立入ルコトガ出來マスルカ、其御答ヘヲ一ツ願ヒタイ

〔政府委員岡實君演壇ニ登ル〕

○政府委員岡實君 唯今、石黒男爵ノ御尋ネハ、負傷保險及疾病保險ヲ如何ニスルヤト云フ……

○男爵石黒忠惠君 今ノ職工ノ負傷保險若クハ疾病保險ナドノコトハ、ドウヘナケレバ活動ハ致シマセヌ、人類ニアツテハ其主タルモノ、即チ石炭同様

ノモノハ食物デアリマス、工場主ガ幾百ノ工女ヲ寄宿舍ニ、或ハ納屋ト申シマスルカ、サウ云フ所ニ寄宿セシムル場合ニハ、矢張リ工場主ガ食品等モ給與イタシテ居ル譯デアリマス、然ルニ此食品等ノ善惡ハ、工業上ニ大ナル關係ヲ有ツモノデアルト云フコトニ付キマシテハ、御氣ハ付イテ御居デナサルデアラウト思ヒマスケレドモ、何モ御話ガ無イノデアリマス、又食品等ノ支給向キハ職工ノ健康ニ何等ノ害ハ無キモノデアルカラ、其邊ニ付イテ答フルノ必要ハ無イト云フ政府ノ御見込デアリマスカ、之ニ付イテ御答辯ヲ煩ハシ居ル職工ヲ其會社ニ委託シテ保險セシムルコトガ起ツテ來レバ、而シテ其

保険料ノ一部ヲ工業主ガ出ス如キコトガ起ツテ來レバ、ソレヲ認メル積リデ  
居リマス、ソレ等ノ事項ハ「勅令ノ定ムル所ニ依リ」トゴザイマスガ爲ニ、  
即チ保険ヲ以テ扶助ニ代ヘルコトニ勅令中ニ認ムルコトヲ考ヘテ居リマス  
○男爵調所廣丈君 本員モ質疑ガアリマスガ、餘リ長クナリマスシ、委員會  
モ開カル、デアリマセウト思ヒマスカラ、其委員會ニテ……今日ハ控ヘマス  
○男爵石黒忠惠君 又一ツ御答ヘテ御殘シニナリマシタガ、唯今ノ食物等ニ  
對スルコトハ此法律ノ第何條ニ據ツテサレマスカ、此事ニ付イテノ御答ヘヲ  
得タイ

〔政府委員岡實君演壇ニ登ル〕

○政府委員(岡實君) 食物ニ關スル干渉ハ此法律ノ第何條ニ據ツテ強制シテ  
寧ロ行政上ノ手段ニ依ツテ或ハ職工待遇ニ關スル訓示訓令其他勸誘等ヲ用キ  
テ漸次、職工待遇ノ改善ヲ圖ルト云フ方針デ居リマスノデゴザイマスカラ、  
此法律ノ第何條ト云フコトハ全ク申上ダカネルノデゴザイマス  
○男爵石黒忠惠君 サウ致シマスト、此法律ニ據ツテ之ニ干渉スルコトハ出來マセヌノデア  
ドガ惡ルクナツテモ、此法律ニ據ツテ之ニ干渉スルコトハ出來マセヌノデア  
リマスカ

〔政府委員岡實君演壇ニ登ル〕

○政府委員(岡實君) 御尋ねノヤウニ存ジマス、先キホド次官カラ答辯ノゴザイマシ

タ通リニ、食物ニマデ法律ノ規定ヲ適用シテ行クコトハ餘程困難デアラウ、  
寧ロ行政上ノ手段ニ依ツテ或ハ職工待遇ニ關スル訓示訓令其他勸誘等ヲ用キ  
テ漸次、職工待遇ノ改善ヲ圖ルト云フ方針デ居リマスノデゴザイマスカラ、  
此法律ノ第何條ト云フコトハ全ク申上ダカネルノデゴザイマス  
○男爵石黒忠惠君 サウ致シマスト、此法律ニ據リマシテハ、職工ノ食物ナ  
ドガ惡ルクナツテモ、此法律ニ據ツテ之ニ干渉スルコトハ出來マセヌノデア  
リマスカ

〔政府委員岡實君演壇ニ登ル〕

○政府委員(岡實君) 此工場ノ機密ニ付キマシテハ、工場監督官ハ濫リニ其  
機密ヲ捜査スル如キコトハ執務規程ニ依ツテ十分ニ之ヲ取締ル考ヘデ居リマ  
スノデ、ソレデ陸海軍ノ軍器ヲ捲ヘル私立工場ノ如キモ亦ソレノ祕密ノア  
ルコトデゴザイマスカラシテ、サウ云フ祕密ニ立入ツテ濫リニ之ヲ捜査シ、又  
ハ祕密ヲ他ニ漏洩スルガ如キハ、工場監督ノ執務上、執務規程ニ依ツテ十分  
ナル取締ヲスル積リデゴザイマス、而シテ今ノ陸海軍省カラ任命サレタ監督  
ノアル場合ニハ其事柄ノ祕密デアルト云フコトハ初メカラ争ヘヌコトデアル  
ト思ヒマスカラ、工場監督官ハ陸海軍省ノ監督ヲシテ居ル祕密ニマデ立チ入  
ルコトハ萬々アルマイコト、確信イタシテ居リマス

○男爵小澤武雄君 私ハ此工場法案ノ委員ノ員數ニ付イテ發言シタイノデア  
リマスガ宜シウゴザイマスカ  
○議長(公爵徳川家達君) 宜シウゴザイマス  
○男爵小澤武雄君 此法案ハ多數ノ條數モゴザイマスルシ、且ツ利害關係モ  
廣イコトデゴザイマスカラ、慎重ノ審議ヲ要スル爲ニ特別委員ヲ十五名トシ、  
サウシテ其選定ハ例ノ通り議長ニ御任せ致スト云フ動議ヲ提出イタシマス  
○男爵田健治郎君 贊成

〔其他「贊成」ト呼フ者多シ〕  
○議長(公爵徳川家達君) 小澤男爵ノ此法案ノ特別委員ノ數ヲ十五名ト致ス  
ト云フ動議ニ御異存ゴザイマセヌカ

「異議ナシ」ト呼フ者アリ」

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

付、第一讀會  
〔東久世書記官朗讀〕

蠶絲業法案

右政府提出案本院ニ於テ修正議決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

明治四十四年三月二日

衆議院議長 長谷場 純孝

貴族院議長公爵徳川家達殿

蠶絲業法

第一條 本法ニ於テ蠶絲業者ト稱スルハ養蠶、蠶種製造、生絲製造、真綿

製造、殺蛹乾繭又ハ蠶種、繭、生絲、屑物類ノ賣買、仲立若ハ保管ヲ業

トスル者ヲ謂フ

第二條 本法ニ於テ蠶種製造者ト稱スルハ他人ニ讓渡スノ目的ヲ以テ蠶種

ヲ製造スル者ヲ謂フ

第三條 本法ニ於テ蠶病ト稱スルハ微粒子病、軟化病、硬化病、膜病及蠶

蛆病ヲ謂フ

第四條 蠶兒ノ飼育又ハ生繭ノ取扱ヲ爲ス者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ病蠶

及斃蠶ノ病原微生物並蠶蛆及其ノ蛹、蠅ヲ滅殺シ其ノ他蠶病豫防ノ爲必

要ナル施設ヲ爲スヘシ

主務大臣ハ學術研究ノ爲蠶兒ノ飼育又ハ生繭ノ取扱ヲ爲ス者ニ對シ前項

ノ規定ヲ適用セサルコトヲ得

第五條 蠶種製造者タラムトスル者ハ地方長官ノ免許ヲ受クヘシ

第六條 蠶種製造者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ蠶室及蠶具ノ消毒ヲ行フヘシ

第七條 蠶種製造者ハ第十一條第二項及第十二條ノ規定ニ依ル特別蠶種ヨ

リ產出シタル繭ヲ用ウルニ非サレハ蠶種ヲ製造スルコトヲ得ス

スルコトヲ得ス

一 蠶兒ノ合同シテ作リタル繭

二 繭層片薄ナル繭又ハ形狀不整ナル繭

三 繭層ノ量繭ノ全量百ニ對シ一化性ニ在リテハ十一、二化性ニ在リテ

ハ八、多化性ニ在リテハ七ニ達セサルモノ

四 蠶兒ノ發育不良ニシテ收繭ノ量著シク減少シタルモノ

五 體軀ノ不完全ナル蛾

六 免許ヲ受ケタル蠶種製造者ニ非サル者ノ飼育シタル蠶兒ヨリ產出シタル繭

第九條 蠶種製造者ハ蠶種製造用ノ蠶兒ト同一ノ飼育時期ニ於テ製絲用ノ

蠶兒ヲ飼育スルコトヲ得ス

第十條 蠶種製造者ハ蠶種製造用ノ蠶兒ノ掃立ヨリ蠶種ノ製造ヲ終ル迄

渡シ又ハ讓受クルコトヲ得ス

第十一條 蠶種製造者ハ收繭後ニ於テ掃殼及繭、產卵後ニ於テ越年蠶種ニ

在リテハ出殼繭及卵、不越年蠶種ニ在リテハ出殼繭ニ付検査ヲ受クヘシ

但シ不越年蠶種ニ在リテモ卵ノ検査ヲ受ケシムルコトヲ得ス

蠶種製造者蠶種ヲ特別蠶種ト爲サムトスルトキハ之ヲ框製トシ前項ノ検

査ノ外越年蠶種ニ在リテハ母蛾、不越年蠶種ニ在リテハ卵及母蛾ノ検査ヲ受クヘシ

第十二條 主務大臣ハ前條ノ規定ニ拘ラス原蠶種製造所、學校、講習所、

試驗場等ニ於テ製造シタル蠶種ヲ特別蠶種ト指定スルコトヲ得

第十三條 地方長官ハ第十一條ノ検査ニ合格シタル蠶種ニハ證印ヲ押捺シ

其ノ検査ニ合格セサル蠶種ハ之ヲ燒棄スヘシ

第十四條 檢查合格ノ證印ナキ蠶種及其ノ蠶兒ハ之ヲ讓渡シ又ハ飼育スル

コトヲ得ス但シ第十二條ノ規定ニ依リ指定セラレタル特別蠶種及其ノ蠶

兒ヲ讓渡シ若ハ飼育シ又ハ第十七條但書ノ規定ニ依リ移入若ハ輸入シタ

ル蠶種ノ蠶兒ヲ飼育スルコトヲ妨ケス

第十五條 地方長官ハ錯誤ニ依リ又ハ不法ニ押捺セラレタル検査合格ノ證

印ヲ發見シタルトキハ遲滯ナク之ヲ抹消スヘシ

第十六條 蠶種製造者ニ非サル者ハ蠶種ヲ製造スルコトヲ得ス

主務大臣必要ト認ムルトキハ學術研究又ハ自家用ノ爲ニスル蠶種ノ製造  
及其ノ蠶兒ノ飼育ヲ許可スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ命令ノ定ムル所  
ニ依リ本法中蠶種製造者ニ關スル規定ノ全部又ハ一部ヲ準用スルコトヲ

得

前項ノ規定ニ依リ製造シタル蠶種及其ノ蠶兒ハ第十二條ノ規定ニ依リ指  
定セラレタル特別蠶種及其ノ蠶兒ヲ除クノ外之ヲ讓渡スコトヲ得ス

第十七條 本法ヲ施行セサル地又ハ外國ニ於テ製造シタル蠶種ハ之ヲ移入  
シ又ハ輸入スルコトヲ得斯但シ學術研究ノ爲主務大臣ノ許可ヲ受ケタル

トキハ此ノ限ニ在ラス

第十八條 主務大臣及○地方長官必要ト認ムルトキハ原蠶種ノ製造若ハ其  
ノ讓渡譲受又ハ原蠶種ノ種類ヲ制限スルコトヲ得

主務大臣ハ地方特別ノ狀況ニ依リ地方長官ナシテ前項ノ制限ヲ爲サシムルコトヲ得

地方長官前項ノ制限ヲ爲サムトスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第十九條 主務大臣及○地方長官ハ蠶種又ハ繭ノ賣買又ハ取引市場ニ關シ取締上必要ナ  
ル命令ヲ發スルコトヲ得

第二十條 蠶種ノ臺紙ニ關シ取締上必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十一條 蠶種ノ冷藏ヲ業トセムトスル者ハ地方長官ノ免許ヲ受クヘ  
シ

第二十二條 府縣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ第十一條ノ検査其ノ他蠶病豫防  
ノ爲必要ナル吏員ヲ置クヘシ

第二十三條 主務大臣及○地方長官ハ必要ニ應シ種繭ノ審査及原蠶種ノ選定ヲ行ハシ  
ムル爲種繭審査會ヲ設クヘシ

第二十四條 第五條、第七條、第八條第六號、第十一條及第三十八條乃至  
ヲ定ム

第二十一條ノ規定ハ府縣ニ之ヲ適用セス

第二十五條 地方長官必要ト認ムルトキハ野蠶ノ飼育、採種又ハ野蠶生繭  
ノ取扱ヲ業トスル者ニ第四條第一項ノ規定ヲ準用スルコトヲ得

第二十六條 蠶病豫防事務及○種繭審査會ニ關シ必要ナル費用ハ府縣ノ負  
担トス但シ國庫ハ其ノ半額以内ヲ補助スルコトヲ得

第二十七條 府縣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ蠶種検査ニ關シ手數料ヲ徵收ス  
ヘシ

第二十八條 蠶絲業者ヲ以テ組織スル同業組合聯合會ノ設置ニ付テハ重要  
物產同業組合法第三條及第四條ノ規定ヲ準用ス

第二十九條 前條ノ同業組合聯合會及一府縣以上ヲ地區トスル蠶絲業者ノ  
同業組合ニシテ同業組合聯合會ニ加入セサル者ハ相互ノ氣脈ヲ通シ及蠶  
絲類ノ海外貿易ノ發展其ノ利益増進ヲ圖ル爲全國ヲ地區トシ  
テ蠶絲業同業組合中央會ヲ設置スルコトヲ得

主務大臣必要ト認ムルトキハ前項ニ掲タル者ノ外同業組合聯合會ニ加  
入セサル蠶絲業者ノ同業組合ニシテ蠶絲業同業組合中央會ニ加入スヘキ  
者ヲ指定スルコトヲ得

第三十條 蠶絲業同業組合中央會ノ設置ヲ發起セムトスル者ハ主務大臣ノ  
認可ヲ受クヘシ

前項ノ認可アリタルトキハ發起人ハ同業組合聯合會、一府縣以上ヲ地區  
トスル同業組合ニシテ同業組合聯合會ニ加入セサル者及前條第二項ノ規  
定ニ依リ主務大臣ノ指定シタル同業組合ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ得テ創  
立總會ヲ開キ定款ヲ議定シ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第三十一條 蠶絲業同業組合中央會成立シタルトキハ同業組合聯合會、一  
府縣以上ヲ地區トスル同業組合ニシテ同業組合聯合會ニ加入セサル者及  
第二十九條第二項ノ規定ニ依リ主務大臣ノ指定シタル同業組合ハ之ニ加  
入スヘシ

第三十二條 蠶絲業同業組合中央會ノ會議ハ之ヲ組織スル同業組合聯合會  
及同業組合ニ於テ同業組合ノ組合員中ヨリ選舉シタル議員ヲ以テ組織ス  
ヘシ

主務大臣ハ蠶絲業同業組合中央會ノ議員定數ノ五分ノ一ヲ超エサル特別  
議員ヲ命スルコトヲ得

第三十三條 蠶絲業同業組合中央會議員ノ定數配當及選出方法並役員ノ名  
稱選任解任及權限ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十四條 重要物產同業組合法第六條、第七條及第十一條乃至第十六條  
ノ規定ハ蠶絲業同業組合中央會ニ之ヲ準用ス

**第三十五條** 當該官吏吏員ハ蠶病豫防ニ關シ蠶種又ハ生繭ノ取扱ヲ爲ス者ノ店舗、倉庫、製造場、飼育場等ニ臨檢シ物品及帳簿其ノ他ノ書類ヲ調査シ又ハ必要ナル分量ニ限リ無償ニテ物品

倉庫、製造場、飼育場等ニ臨檢シ帳簿其ノ他ノ書類ヲ調査シ又ハ物件ヲ  
チ收去スルコトヲ得

**検査スルコトヲ得**

地方長官本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反スル所爲アリト認ムルトキハ當該官吏吏員ヲ前項ノ臨檢ニ察シ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反スル所爲アリ

シテ前項ニ掲ケタル場所ニ臨檢シ犯罪嫌疑者若ハ参考人ヲ尋問シ又ハ犯罪ノ事實ヲ證明スヘキト認ムルトキハ當該官吏吏員ハ犯罪嫌疑者若ハ参考人ヲ尋問シ又ハ犯罪

物件、帳簿、書類ヲ搜索シ若ハ之カ差押ヲ爲スコトヲ得

事實ヲ證明スヘキ物件、帳簿、書類ヲ搜索シ若ハ之カ差押ヲ爲スコトヲ得

前二項ノ場合ニ於テ病毒存住ノ疑アルトキハ必要ナル分量ニ限リ無償ニテ蠶種、蠶兒、繭蛾等ヲ收去スルコトヲ得

臨檢、尋問、搜索又ハ差押ニ關シテハ間接國稅犯則者處分法ヲ準用ス

**第三十六條** 當該官吏吏員ハ自己、親族又ハ同居者ニ對シ第十一條ノ検査ヲ爲スコトヲ得ス

**第三十七條** 蠶絲業者ノ所爲ニシテ本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シ又ハ公益ヲ害スルノ虞アリト認ムルトキハ地方長官ハ其ノ業務ヲ停止シ若ハ制限シ又ハ其ノ免許ヲ取消スコトヲ得

前項ノ處分ニ不服アル者ハ訴願ヲ提起スルコトヲ得其ノ違法ニ權利ヲ傷害セラレタリトスル者ハ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得

**第三十八條** 左ノ各號ノ一二該當スル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス  
一 詐欺ノ所爲ヲ以テ第十一條ノ検査ヲ受ケタル者  
二 第十四條又ハ第十七條ノ規定ニ違反シタル者

**第三十九條** 左ノ各號ノ一二該當スル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス  
一 免許ヲ受ケスシテ他人ニ譲渡スノ目的ヲ以テ蠶種ヲ製造シタル者  
二 免許ヲ受ケスシテ蠶種冷藏ノ業ヲ爲シタル者  
三 第四條第一項又ハ第六條ノ規定ニ違反シタル者  
四 第七條第八條又ハ第十六條第三項ノ規定ニ違反シタル者

(三百圓)

**第四十條** 左ノ各號ノ一二該當スル者ハ三百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス  
一 第九條又ハ第十條第一項ノ規定ニ違反シタル者  
二 第十六條第一項ノ規定ニ違反シタル者

**第四十一條** 第三十八條、第三十九條第一號又ハ前條第二號ノ犯罪ニ係ル蠶種、蠶兒又ハ繭ハ之ヲ沒收シ既ニ讓渡シタル場合ニ於テハ其ノ價額ヲ追徴ス

前項ノ蠶種又ハ蠶兒犯人以外ノ者ニ屬スルトキハ行政官廳ノ處分ヲ以テ之ヲ沒收スルコトヲ得

**第四十二條** 第三十五條ノ規定ニ依ル職務ノ執行ヲ拒ミ若ハ妨ケタル者又ハ臨檢ノ際當該官吏吏員ノ尋問ニ對シ答辯ヲ爲サス若ハ虛偽ノ陳述ヲ爲シタル者ハ三百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

**第四十三條** 蠶絲業者未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ之ニ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ其ノ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

**第四十四條** 蠶絲業者ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反スル所爲ヲ爲シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス但シ相當ノ注意ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

**第四十五條** 明治三十三年法律第五十二號ハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依ル犯罪ニ之ヲ準用ス

**第四十六條** 本法中府縣ニ關スル規定ハ北海道ニ於テハ北海道地方費ニ之ヲ準用ス

**第四十七條** 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム  
蠶病豫防法ハ之ヲ廢止ス

**第四十八條** 本法ハ沖繩縣、小笠原島、伊豆七島其ノ他命令ヲ以テ指定スル地域ニ之ヲ施行セス

**第四十九條** 蠶病豫防法ニ依ル検査合格ノ證印ハ之ヲ本法ニ依ル検査合格

ノ證印ト看做ス

第五十條 蠶病豫防法ニ依リ検査ニ合格シタル原種ハ之ヲ特別蠶種ト看做

ス

第五十一條 本法施行前製造シタル自家用蠶種ノ蠶兒ハ本法施行後ト雖之

ヲ飼育スルコトヲ得

第五十二條 本法施行ノ際蠶種ノ冷蔵ヲ業トスル者ハ命令ノ定期間内

免許ヲ受ケシテ其ノ營業ヲ繼續スルコトヲ得

〔國務大臣男爵大浦兼武君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(男爵大浦兼武君) 本問題ニ付イテ大體茲ニ申上グタイト存ジマス、我國ノ生絲ハ御承知ノ通リ海外貿易ニ於キマシテモ第一ノ物産デゴザイマシテ、前途益々有望ナルモノデゴザイマシテ、尙ホ愈々之ガ發達ヲ圖ラナケレバナラヌモノデゴザイマス、是ニ於テ現行ノ蠶病豫防法ト云フモノハ、數年來ノ實驗ニ徴シマシテ、改正ヲ要スル點ガ多キノミナラズ、我國蠶絲業ノ改善進歩ニ伴ヒマシテ、蠶病豫防ノ事務ノ外ニ積極的ノ經營ニ關シマシテ、法律ノ規定ヲ要スル事項ガ亦少カラヌノデゴザイマス、依ツテ此際、蠶病豫防法ヲ廢シテ、新ニ蠶絲業法ト云フモノヲ制定シテ諸般ノ事項ヲ網羅シテ蠶絲業ニ關スル法律ノ完全ヲ期シタイト云フノガ此大體ノ趣意デゴザイマス、第一ニ蠶病豫防事項ニ付キマシテ、其取締方ヲ嚴重ニ致シマシテ、蠶種検査ニ關スル手數料ヲ徵收スルノ規定ヲ設クル等ガ必要ノ改正、其事ト、第二ハ、原蠶種ノ製造撰定等ニ關シマシテ、相當ノ規定ヲ設クルコト、第三ニハ營業即チ工業者相互ノ氣脈ヲ通ジテ、生絲ノ改良ヲ圖リ、海外貿易ノ發展ヲ促ス爲ニ組合組織ノ發達ヲ圖ッテ、殊ニ蠶絲業組合中央會ト云フモノヲ組織セシメマシテ、サウシテ本邦ノ蠶絲業者ノ歩武ヲ齊ニスルコト、第四ハ其他蠶絲業ノ發達ニ伴ヒ必要ナル事項ヲ規定スルコト、是等ノ箇條ガ此大體ノ主眼デゴザイマス、此法律ハ衆議院ニ於キマシテ種々ニ意見モゴザイマス、十分ニ調査セラレマシタ結果、數箇條修正ニナツタノデゴザイマス、政府ハ之ニ同意ヲ表スルモノデゴザイマス、尙ホ十分ニ御審議ノ上御協賛アラムコトヲ希望イタシマス

出、第一讀會

〔東久世書記官朗讀〕

鐵道敷設法中改正法律案

右本院提出案及送付候也

明治四十四年三月二日

衆議院議長 長谷場 純孝

貴族院議長公爵德川家達殿

鐵道敷設法中左ノ通改正ス

第二條第一項奥羽線ノ部第四號「岩手縣下盛岡ヨリ宮古若ハ山田ニ至ル鐵道」ノ下ニ「又ハ岩手縣下大船渡ヨリ花卷ニ至ル鐵道」ヲ加フ

○男爵北垣國道君 帝國鐵道會計法中改正案ノ委員會ヲ開キタイト思ヒマスカラ、此委員會ニ關係ノ委員一同闕席ノ御許シヲ願ヒマス

○議長(公爵德川家達君) 北垣男爵ノ委員會へ退席ノ要求ヲ許可ヲ致シテ御異存ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」と呼フ者アリ〕

○議長(公爵德川家達君) 御異議ナイト認メマス

○伯爵柳澤保惠君 鐵道敷設法中改正法律案、是ハ政府委員ノ御説明ガゴザイマセスガ、矢張リ敷設法ヲ改正シマシテ第二條ノ一項ニ比較線ヲ加ヘルト云フ案デアリマス、之ニ付イテハ定メシ政府當局者ニ於テハ、先達テ廣澤男爵ニ對スル御返事ノ如ク……間違ヒマシタ、廣澤伯爵ニ對スル御答辯ノ如クニ、別ニ強ヒテ反對ハシナイト云フ譯デアリマスカ、ソレヲ承リタイ

〔政府委員平井晴二郎君演壇ニ登ル〕

○政府委員(平井晴二郎君) 御答ヘ致シマス、唯今、日程ニ上ボリマシタ所ノ巖手縣下大船渡ヨリ花卷ニ至ル鐵道ハ、數年前ヨリ建議或ハ請願等ヲ以テ衆議院ノ問題ニ度々ナツタ線路デゴザイマス、其當時、政府ハ港ノ關係ニ付キマシテハ、遞信省ヨリ、鐵道ニ付キマシテハ鐵道ニ關係ノモノ、又沿道ニ鑑山ガ澤山アルト云フ、鑑物ガ澤山アルト云フコトデ、農商務省カラモ人ヲ派出サレテ此線路ノ狀態ニ付イテ調査ヲ致シマシタノデゴザイマス、而シテ其結果ハ巖手縣下ノ此近傍ニ於ケル港、即チ宮古若クハ山田等ニ比シテハ大船渡港ガ最モ太平洋岸ニ於ケル將來ノ港トシテ適當ナルコトデアリ、且ツ花卷カラ大

船渡ニ至リマス鐵道線路モ、盛岡カラ宮古若クハ山田ニ至リマスル鐵道ニ比

較シマシテ、幾分カ優等ナルコトヲ發見イタシマシタノデ、政府ハ現今ノ豫

定線ハ盛岡ヨリ宮古若クハ山田ニ至ルト云フコトニナツテ居リマスルケレド

モ、盛岡附近ヨリ太平洋ニ出マス連絡鐵道トシテハ、寧ロ今問題ニナツテ居

ル所ノ花卷ヨリ大船渡ニ至ル鐵道ヲ最モ適當ト考ヘテ居リマスノデゴザイマ

ス、サリナガラ前會ニモ本員ガ申上グマシタガ、政府ノ今日マデノ鐵道敷設ニ

關スル取扱ハ、將ニ此線路ニ著手セムトスル場合ニ於テ法律ノ改正ヲシテ、

第二條ノ豫定線ニ此線路ヲ入レル必要ガアルナラバ入レ、尙ホ進ンデ之ヲ一

期線ニ繰上グテ同時ニ豫算ヲ提出シテ工事ニ著手ノ手續ヲ執リマスノデ、今

日ニ於テハ直チニ此比較線トシテ豫定線ニ入レル必要ハ無イト考ヘマス、併

ナガラ唯今本員ガ申上グマス如キ線路デアルノデスカラ、今日之ヲ入レルト

云フコトハ反對ヲ致シマセヌノアリマス

○議長(公爵徳川家達君) 議事日程第五、第六、第七、第八、第九、第十ノ

請願、會議

〔左ノ意見書案ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ載錄ス 以下之ニ倣

フ〕

意見書案

砂糖政策ニ關スル件

香川縣大川郡白鳥村平民農鎌田虎太郎外四十六名呈出

右ノ請願ハ砂糖消費稅ハ苛重ニシテ内地糖業者ハ之カ負擔ニ苦シムヲ以テ

第一種糖ノ内樽入黒糖及樽入白下糖同糖蜜ノ稅率ヲ百斤ニ付金一圓ニ改メ

且内地ノ糖業者ニ對シ臺灣ニ於ケル糖業者ニ對スルト同一ノ保護ヲ與ヘラ

ルルカ又ハ斯カル特別ノ保護ヲ全然廢止セラレタントノ旨趣ニシテ貴族院

ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

明治四十四年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家達

内閣總理大臣侯爵桂太郎殿

意見書案

釧路美幌間鐵道速成ノ件

北海道阿寒郡飽別村農牧業前田政八外百三十七名呈出

右ノ請願ハ釧路國大樂毛ヨリ北見國美幌ニ通スヘキ鐵道ノ起點ヲ釧路町ニ

改ムルハ釧路北見ノ交通ヲ便ニシ又之カ速成ハ富源ノ開發殖民ノ促進其ノ

他軍事上國防上ニ至大ノ關係ヲ有スルヲ以テ明治四十四年度ニ於テ之カ實

測ヲ了シ直ニ工事ニ著手セラレタントノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ

採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

明治四十四年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家達

内閣總理大臣侯爵桂太郎殿

意見書案

地租過剩金下戻ノ件

鹿兒島縣姶良郡重富村士族農川侯直之外二名呈出

右ノ請願ハ明治六年及明治十年地租ノ改正ヲ行ハルニヤ政府ハ地租改正著手中當該年度ノ貢額不確定ノ向ハ前年度ノ額ニ基キ假ニ上納セシメ改租整理ノ上過不足ヲ精算スル旨布達セラレ請願人等ハ之ニ從ヒテ上納セシモ改

租整理後其ノ過剩額ノ下戻シヲ得サルハ甚遺憾トスル所ナルヲ以テ之ヲ下戻サンメラレタントノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

明治四十四年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家達

内閣總理大臣侯爵桂太郎殿

意見書案

廣島江津間鐵道速成ニ關スル件

右ノ請願ハ廣島江津間ノ鐵道ハ工事容易ニシテ之カ敷設ハ獨リ交通ノ利便

ヲ進ムルノミナラス國力ノ發展及軍備ノ充實上顧クヘカラサルヲ以テ之ヲ速成セラレタントノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

明治四十四年月日

貴族院議長 公爵徳川 家達

内閣總理大臣侯爵桂太郎殿

意見書案

裁判所位置名稱管轄區域變更ニ關スル法律案否決ノ件

宮城縣伊具郡角田町平民町長鈴木柔藏外六十五名呈出

右ノ請願ハ仙臺地方裁判所管内大河原區裁判所ノ管轄區域ヲ變更シ其ノ位置ヲ白石町ニ更メ其ノ名稱ヲ改ムルノ法律案ハ關係地方ニ於ケル交通ノ便否人情風俗習慣及歴史的關係ヲ無視シタルモノナルヲ以テ之ヲ否決セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

明治四十四年月日

貴族院議長 公爵徳川 家達

内閣總理大臣侯爵桂太郎殿

意見書案

郵便局設置ノ件

島根縣邑智郡谷住郷村商赤松爲一呈出

右ノ請願ハ島根縣邑智郡谷住郷村ハ人口多ク商業殷盛ナル大村ナルモ其ノ郵便事務ハ市山局ノ管轄ニ屬シ距離遠クシテ往復ノ爲ニ時間ヲ空費シ其ノ間加フルニ江川八戸川アリテ出水ノ際ハ交通至難ニシテ村民ノ不便不利一方ナラサルヲ以テ同村ニ郵便局ヲ設置セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

明治四十四年月日

貴族院議長 公爵徳川 家達

内閣總理大臣侯爵桂太郎殿

○子爵曾我祐準君 唯今ノ御宣告ハ第十二マデアリマスカ  
○議長(公爵徳川家達君) 第十マデアリマス  
○子爵曾我祐準君 此第九ノ裁判所位置名稱云々ト云フノハ過日、本議場ニ

於テ否決ニナツタモノデハアリマセヌカ、委員長ニ御尋ネ致シマス、過日、本議場ニ於テ否決ニナツタナラバ此請願ハ取除クガ至當デハナイカト考ヘマス、チヨット請願委員長ニ御尋ネ致シマス  
○田中芳男君 唯今、曾我子爵カラノ御注意ゴザイマスガ、是ハ即チ此否決ノ請願、即チ本院デ此間否決イタシマシタ同ジモノニナリマスノデアリマス、ソレデ之ヲ持出シマシタ  
○子爵曾我祐準君 然ラバ矢張リ不用デハアリマセヌカ、此事ガ事實ニ行ハレタ以上ハ請願ノ必要ガ無イデハアリマセヌカ  
○田中芳男君 ソレハ不用ト云フ說ガアレバ不用モ御尤モデアリマスケレドモ、本員ナドハ何モ不都合デナイト考ヘテ之ヲ出シマシタ  
○男爵中川興長君 唯今曾我子爵ヨリ請願委員長ニ御尋ネニナリマシタコトハ、或ハ過日、本院デ否決ニナツタ議案ト同様ノモノデアルト云フコトデアリマス、然ラバ最早本院ニ於テ請願人ノ請求ニナツタ通り否決ニナツテ居リマスカラ此上、政府ヘ轉送スル必要ハ無イト思ヒマスカラ、此第九ノ請願ハ否決ナレムコトヲ望ミマス  
○子爵曾我祐準君 賛成  
○議長(公爵徳川家達君) 議事日程第九ノ請願ニ付イテハ御論ガゴザイマスカラ、唯今採決イタシマスノハ第八、マデノ請願ト御心得ヲ請ヒマス  
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕  
○議長(公爵徳川家達君) 是等ノ請願ハ委員長ノ報告通リデ御異存ゴザイマセヌカ  
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕  
○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス  
○議長(公爵徳川家達君) 議事日程第九ノ請願ヲ委員長ノ報告ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス  
○議長(公爵徳川家達君) 少數ト認メマス  
○議長(公爵徳川家達君) 議事日程第十請願委員長ノ報告通リデ御異存ゴザイマセヌカ  
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長（公爵徳川家達君） 御異議ナイト認メマス

○議長（公爵徳川家達君） 議事日程第十一ヨリ第二十八マデノ請願、會議  
意見書案

官營製材事業廢止ノ件

北海道札幌區南一條東六丁目平民材木商松田學外二十七名呈出

靜岡縣安倍郡清水町平民藤田太助外七名呈出

愛媛縣松山市大字松前町材木商赤木松太郎外十六名呈出

三重縣宇治山田市辻久留町材木商角田彌五郎外四十名呈出

靜岡縣志太郡島田町平民農天野廉外十四名呈出

京都府葛野郡朱雀野村平民材木商淺山富之助外四十三名呈出

右ノ請願ハ製材事業ノ官營ハ薄資ナル民間營業者ヲ壓迫シテ恐慌ノ状態ニ

陷レタルヲ以テ其ノ官營ヲ廢止シ且適當ナル方法ヲ講シテ民業ニ移サレタ

シトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議

院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

明治四十四年月日

貴族院議長 公爵徳川家達

内閣總理大臣侯爵桂太郎殿

内閣總理大臣侯爵桂太郎殿

意見書案

利根川第一期改修工事補修ノ件

千葉縣香取郡佐原町平民商八木慶太郎外百八十九名呈出

右ノ請願ハ千葉縣下佐原町津宮村間ニ於ケル利根川堤塘ノ修築ハ地方人民

ノ休戚ノ繫ル所ニシテ之ヲ放任セラレムカ同川河身改良工事ノ進捗ニ伴ヒ

上流ノ水量ハ直ニ此ノ堤塘ヲ襲撃シ洪水氾濫シ下流一帶ノ地悉ク慘憺タル

水害ヲ被リ第一期改修工事モ其ノ效ヲ空シウスルヲ以テ速ニ之カ工事ヲ完

成セシメラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト

議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

明治四十四年月日

貴族院議長 公爵徳川家達

内閣總理大臣侯爵桂太郎殿

意見書案

豊肥鐵道速成ニ關スル件

大分縣直入郡竹田町士族醫師黒川文哲外二十二名呈出

右ノ請願ハ豊肥鐵道ノ敷設ハ沿道地方ニ於ケル交通ノ便ヲ開キ産業ノ發達人文ノ進歩ヲ促スノミナラス國家經濟上並軍事上最有益ナルヲ以テ之ヲ速成セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

明治四十四年月日

貴族院議長 公爵徳川家達

内閣總理大臣侯爵桂太郎殿

意見書案

利根川水害豫防工事速成ニ關スル件

茨城縣稻敷郡舟島村平民吉田貞藏外二十名呈出

右ノ請願ハ茨城縣猿島、北相馬、稻敷、新治、行方等ノ數郡ニ於テ累年慘

憺タル水害ヲ見ルハ實ニ小貝利根兩川ノ合流地點布川布佐間ニ於ケル利根

流域ノ狹隘ナルニ歸因スルカ故ニ之カ河幅ノ擴張ト河身ノ改修工事トヲ速

成セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決

致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

明治四十四年月日

貴族院議長 公爵徳川家達

内閣總理大臣侯爵桂太郎殿

意見書案

區裁判所出張所設置ノ件

奈良縣高市郡八木町長上田耕作外六名呈出

右ノ請願ハ奈良縣高市郡内ニハ未區裁判所出張所ノ設ナク殊ニ郡ノ北部ニ

於ケル町村ノ登記事務ハ遠ク高田區裁判所ノ管轄ニ屬シ金融ノ障礙登記ノ

怠慢ヲ來シ不便不利一方ナラサルヲ以テ商工業ノ般盛ナル八木町ニ區裁判

所出張所ヲ設ケラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキ

内閣總理大臣侯爵桂太郎殿

貴族院議長 公爵徳川家達

モノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

明治四十四年月日

貴族院議長 公爵徳川 家達

東京府神奈川縣町村區域變更ニ關スル件  
神奈川縣橘樹郡町田村平民農添田知義外百二十九名呈出

内閣總理大臣侯爵桂太郎殿

意見書案

絹業試驗場設立事業實施ノ件

神奈川縣橫濱市太田町横濱輸出絹物同業組合組長大濱忠三郎呈出

右ノ請願ハ本邦絹布ノ海外市場ニ於テ競争上ノ不利ヲ招クコト多キハ主トシテ之カ仕上整理ノ周到ナラナルニ因ルカ故ニ政府ニ於テ原絲ノ集中地タル横濱ニ絹業試驗場ヲ設立シ仕上、精練、浸染、捺染及押型、機織、科學的試驗等ヲ爲シ工業的ニ技藝ノ研究ヲ行ヒ以テ斯業ノ發展ニ資セラレタントノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法

第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

明治四十四年月日

貴族院議長 公爵徳川 家達

内閣總理大臣侯爵桂太郎殿

意見書案

鐵道速成ニ關スル件

秋田縣鹿角郡花輪町士族日雇業根市熊治外七百九十九名呈出

右ノ請願ハ秋田縣大館町ヨリ花輪町ヲ經巖手縣盛岡市ニ至ル鐵道ハ東北地方ニ於テ東西海岸ヲ連絡セシムベキ最有利ノ線路ニシテ之カ敷設ハ地方ノ盛衰國力ノ消長ニ至大ノ關係ヲ有スルヲ以テ之ヲ速成セラレタントノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

五條ニ依リ別冊及送付候也

明治四十四年月日

貴族院議長 公爵徳川 家達

内閣總理大臣侯爵桂太郎殿

意見書案

森林法中土地使用ニ關スル規定改正ノ件  
意見書案

貴族院議長 公爵徳川 家達  
内閣總理大臣侯爵桂太郎殿

森林法中土地使用ニ關スル規定改正ノ件  
意見書案

愛媛縣松山市大字松前町材木商赤木松太郎外二十二名呈出

三重縣宇治山田市辻久留町材木商角田彌五郎外四十名呈出

靜岡縣志太郡島田町平民農天野廉外十五名呈出

京都府葛野郡朱雀野村平民材木商淺山富之助外四十三名呈出

右ノ請願ハ森林法ニ依リ他人ノ土地ヲ使用スル場合ニ關スル規定ハ土地所有者及關係人ヲ保護スルコト厚キニ過キ使用者ヲシテ常ニ彼等ノ壓迫ニ甘セサルヘカラサラシムルノ弊アルヲ以テ請願人等ノ私案ノ如ク此ノ規定ヲ改正セラレタントノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

明治四十四年月日

貴族院議長 公爵徳川 家達

内閣總理大臣侯爵桂太郎殿

飛越鐵道急設ノ件  
意見書案

富山縣婦負郡百塚村平民農内山松世外二百四十三名呈出

右ノ請願ハ富山縣富山市ヨリ岐阜縣太田町ニ至ル飛越鐵道ノ敷設ハ當ニ交通機關ヲ完備セシムルノミナラス沿道地方ニ於ケル利源ノ開發並人文ノ進歩ニ緊要ナルヲ以テ之ヲ速成セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

明治四十四年月日  
貴族院議長 公爵德川家達

内閣總理大臣侯爵桂太郎殿

貴族院議長 公爵德川家達

意見書案  
紀勢鐵道速成ノ件

和歌山縣那賀郡真國村平民公吏重谷賢光外九百八十九名呈出(十八通)

右ノ請願ハ和歌山縣下和歌山市ヨリ黒江、日方、箕島、湯淺、御坊、田邊、日置、周參見、串本、古座、下里、勝浦、那智、新宮及三重縣下鵜殿、木ノ本、尾鷲、引本、長島等ノ諸町村ヲ經テ宇治山田市ニ達スル鐵道ノ敷設ハ當ニ交通ノ便ヲ開クノミナラス各種ノ產業ヲ發達セシメ延イテ國富ヲ増進セシムルモノナルヲ以テ之ヲ速成セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

明治四十四年月日  
貴族院議長 公爵德川家達

内閣總理大臣侯爵桂太郎殿

貴族院議長 公爵德川家達

意見書案

石狩川北岸鐵道敷設ノ件

北海道樺戸郡月形村農海賀直常外八百八十二名呈出

右ノ請願ハ北海道雨龍郡沼田驛ニ於テ北海道幹線ヨリ分岐シ雨龍村、樺戸郡新十津川村、浦臼村、月形村、石狩郡當別村、石狩町ヲ經テ錢函驛ニ至リ該幹線ニ接續スル鐵道ハ沿道地方ニ於ケル巨多ノ富源ヲ開發シ同道ノ拓殖ト國富ノ増進トニ資スルコト多大ナルヲ以テ之ヲ速成セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

明治四十四年月日  
貴族院議長 公爵德川家達

内閣總理大臣侯爵桂太郎殿

貴族院議長 公爵德川家達

意見書案

郵便局設置ノ件

靜岡縣濱名郡入野村平民農竹村太郎外六名呈出

右ノ請願ハ靜岡縣濱名郡入野村ハ產物豊富ニシテ交通頻繁ナルモ未郵便局ノ設ナク信書ノ往復、爲替、小包、貯金等ニ關シ村民ノ不便一方ナラサルヲ以テ明治四十四年度ヨリ同村大字入野ニ郵便局ヲ設置セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

明治四十四年月日

日高海岸線鐵道敷設ノ件  
北海道沙流郡門別村平民農塚本博愛外二十三名呈出

貴族院議長 公爵德川家達  
内閣總理大臣侯爵桂太郎殿

靜岡監獄濱松分監移轉ノ件  
意見書案

右ノ請願ハ靜岡監獄濱松分監ハ濱松町ニ於ケル商業ノ樞要地ニ位シ又縣社五社神社ニ接シ境内ノ風致ヲ損スルノミナラス風教ヲ阻害スルコト甚シキモノアルヲ以テ之ヲ他ニ移轉セシメラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

明治四十四年月日  
貴族院議長 公爵德川家達

内閣總理大臣侯爵桂太郎殿

貴族院議長 公爵德川家達

意見書案

右ノ請願ハ北海道室蘭線苦小牧ヨリ日高國ノ海岸元第四十三號國道線ヲ縱貫シ十勝國帶廣以南ニ於テ既成鐵道ニ連絡スル日高海岸鐵道及室蘭ヨリ長萬部ニ至ル海岸鐵道ハ北海道開拓ノ實ヲ擧ケ國家富強ノ基ヲ鞏ウスルニ必要ナルヲ以テ之ヲ敷設セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

明治四十四年月日 貴族院議長 公爵德川家達 意見書案

内閣總理大臣侯爵桂太郎殿 貴族院議長 公爵德川家達

内國粗糖生産費補助金下付ノ件

鹿兒島縣鹿兒島市潮見町鹿兒島糖商同業組合副組長海江田金次郎外九名呈出

右ノ請願ハ現行砂糖消費稅法ノ規定ニ依リ鹿兒島沖繩兩縣ノ粗糖業者ハ殆全滅ノ窮境ニ陥リタルノ時ニ方リ政府ハ臺灣製糖業者ニ對シ巨額ノ補助金ヲ與ヘラルハ公平ヲ闕クモノナルヲ以テ樽入黒糖ニ對シテハ百斤ニ付金一圓ヲ同白下糖ニ對シテハ百斤ニ付金一圓五十錢ヲ補助セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

明治四十四年月日

貴族院議長 公爵德川家達

内閣總理大臣侯爵桂太郎殿

横手黑澤尻間鐵道速成ニ關スル件 意見書案

秋田縣平鹿郡横手町平民金穀貸付業杉田清治外百十九名呈出

右ノ請願ハ鐵道豫定線中秋田縣横手ヨリ巖手縣黑澤尻ニ至ル鐵道ハ兩縣下ノ利害得失ニ至重ノ關係ヲ有スルノミナラス奥羽全般ノ發展ニ影響ヲ及ボスコト大ナルヲ以テ速ニ之ヲ敷設セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

明治四十四年月日

貴族院議長 公爵德川家達 意見書案

内閣總理大臣侯爵桂太郎殿 貴族院議長 公爵德川家達

福島縣福島市字新町士族公吏二宮哲三外六百七十八名呈出

右ノ請願ハ福島市ヲ起點トシ相馬地方海岸線ニ達スル鐵道ハ福島、信夫、伊達、安達、雙葉及相馬ノ一市五郡ニ於ケル巨萬ノ遺利ヲ開キ近時大ニ勃興シ來レル羽ニ重業ノ發達ニ資スルコト多大ナルヲ以テ之ヲ敷設セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

明治四十四年月日

貴族院議長 公爵德川家達

内閣總理大臣侯爵桂太郎殿

○議長(公爵德川家達君) 是等モ請願委員長ノ報告通リデ御異存ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵德川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵德川家達君) 議事日程第二十九ノ請願ハ撤回スル趣ヲ請願委員長ヨリ御通知デアリマスカラ左様御承知ヲ請ヒマス

○議長(公爵德川家達君) 議事日程第三十ヨリ第三十五マデ請願、會議

電信事務開始ノ件 意見書案

株式會社靜岡米穀株式取引所理事長安達健造外二十二名呈出  
右ノ請願ハ靜岡米穀株式取引所ノ設立ニ伴ヒ通信事務頻繁ナルニ至リシヲ以テ曩ニ靜岡市本通町二丁目ニ郵便局ヲ設置シ一般事務並長距離電話ヲ開始セラレタルモ尙電信ノ架設ヲ闕クハ取引所及仲買人等ノ不便不利一方ナラサル所以ナルヲ以テ同局ニ於テ電信事務ヲ開始セラレタシトノ旨趣ニシ

テ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

明治四十四年 月 日

貴族院議長 公爵德川家達

内閣總理大臣侯爵桂太郎殿

意見書案

糖業保護ニ關スル件

鹿兒島縣大島郡砂糖同業組合組長富田嘉則呈出

右ノ請願ハ現行砂糖消費稅法ハ鹿兒島縣大島郡ニ於ケル糖業者ヲシテ競争上悲境ニ沈淪スルニ至ラシメタリ而シテ政府カ臺灣ニ於ケル製糖業ニ對シ巨額ノ補助金ヲ與ヘラルハ同郡民ヲ失業ノ厄ニ陥ルモノニシテ又公平ヲ闕クノ處置ナルヲ以テ稅法上内地糖業者ヲ保護スルノ道ヲ採ラルカ又ハ之ニ相當ノ補助金ヲ下付セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

明治四十四年 月 日

貴族院議長 公爵德川家達

内閣總理大臣侯爵桂太郎殿

意見書案

田儀郵便局集配事務開始ノ件

島根縣簸川郡田儀村平民鳥屋尾美登外十六名呈出

右ノ請願ハ島根縣簸川郡田儀村ハ四通八達ノ地ニシテ物貨ノ集散夥シキニ拘ハラス郵便物ノ集配ハ遠ク小田郵便局ノ取扱ニ屬シ村民ノ不便不利一方ナラス故ニ田儀郵便局ニ於テ集配事務ヲ開始セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

明治四十四年 月 日

貴族院議長 公爵德川家達

内閣總理大臣侯爵桂太郎殿

最上川治水工事速成ノ件  
意見書案

酒田商業會議所會頭荒木彥助呈出

右ノ請願ハ最上川ハ一朝洪水ニ際會セハ河水汎濫シテ慘害測知スヘカラサルモノアリ加フルニ河口ハ深淺常ナク時ニ沙洲ヲ生シテ酒田港ニ船舶ノ出入スルヲ杜絶セムトスルコトアリ同川ノ治水ハ地方經濟ニ至大ノ影響アルモノナルヲ以テ之カ治水工事ノ設計ヲ確立シ速ニ起工セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

明治四十四年 月 日

貴族院議長 公爵德川家達

内閣總理大臣侯爵桂太郎殿

意見書案

宮城縣下小牛田ヨリ山形縣下新庄町ヲ經テ酒田町ニ達スル鐵道速成ノ件  
山形縣西田川郡鶴岡町長林茂政外十八名呈出  
右ノ請願ハ宮城縣小牛田ヨリ山形縣新庄ヲ經テ酒田ニ至ル鐵道ノ敷設ハ近時漸ク勃興シ來レル莊内地方ニ於ケル各種ノ產業ヲシテ益發達セシムルモノナルヲ以テ豫定期限ヲ繰上ケ之ヲ速成セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

明治四十四年 月 日

貴族院議長 公爵德川家達

内閣總理大臣侯爵桂太郎殿

意見書案

陸羽橫斷線竣成年限線上並越羽沿岸鐵道速成ノ件

山形縣東田川郡山添村長五十嵐九兵衛外二十七名呈出

右ノ請願ハ山形縣新庄ヨリ酒田及宮城縣小牛田ニ至ル陸羽橫斷鐵道及新潟縣新發田ヨリ村上山形縣鶴岡、酒田、秋田縣本莊ヲ經テ秋田ニ至ル越羽沿岸鐵道ノ敷設ハ共ニ交通ノ便ヲ進メ地方ノ利源ヲ開發スルニ必要ナルヲ以

テ前者ハ之カ竣成年限ヲ繰上ヶ後者ハ之カ速成ノ方針ヲ確定セラレタシト  
ノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法  
第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

明治四十四年月日

貴族院議長 公爵徳川家達

内閣總理大臣侯爵桂太郎殿

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 是等モ請願委員長ノ報告通リテ御異存ゴザイマセ  
ヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 是ヨリ特別委員ノ氏名ヲ書記官長ヲシテ朗讀イタ  
サセマス

〔太田書記官長朗讀〕

明治二十三年法律第百三號廢止法律案特別委員

子爵舟橋 遂賢君	子爵高野 宗順君	男爵相浦 紀道君
山脇 玄君	黒岡 帯刀君	男爵北大路 實信君
男爵諫早 家崇君	古莊 嘉門君	並木 和一君

工場法案特別委員

伯爵徳川 達孝君	子爵三島 弥太郎君	子爵入江 爲守君
淺田 德則君	前田 正名君	村田 保君
男爵久保田 讓君	男爵沖 守固君	男爵山内 萬壽治君
男爵青山 元君	男爵中島 久万吉君	男爵楠本 正敏君
高木 豊三君	鎌田 榮吉君	桑田 熊藏君

蠶絲業法案特別委員

伯爵正親町 實正君	伯爵川村 鐵太郎君	男爵目賀田種太郎君
男爵吉川 重吉君	男爵若王子 文健君	男爵清水 資治君
千坂 高雅君	室田 義文君	高橋 新吉君

鐵道敷設法中改正法律案特別委員

伯爵柳澤 保惠君	子爵松平 直敬君	男爵辻 新次君
----------	----------	---------

男爵内田 正敏君 男爵伊丹 春雄君 男爵本多 政以君

宮本谷藏君 日高榮三郎君 伊藤長次郎君

○議長(公爵徳川家達君) 次ノ議事日程ハ決定次第御通知ニ及ビマス、今日  
ハ是デ散會イタシマス

午前十一時十八分散會